

第2回 文京区基本構想推進区民協議会

日時：令和元年9月26日（木）

18時30分～20時45分

場所：シビックセンター24階

区議会第二委員会室

文京区企画政策部企画課

第2回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」

会	長	辻	琢	也
副	会	平	田	京
代	理	岸	雄	介
委	員	北	見	聡
委	員	青	木	崇
委	員	下	田	和
委	員	中	村	雄
委	員	輪	座	峯
委	員	岡	田	伴
委	員	杉	田	明
委	員	島	川	健
委	員	岩	永	有
委	員	鈴	木	洋
委	員	中	野	吉
委	員	乾	竜	也
委	員	大	村	秀
委	員	長	尾	ふ
委	員	三	枝	正
委	員	宮	崎	幹
委	員	吉	本	弥

「幹事等」

企	画	政	策	部	長	久	住	智	治
福	祉	部	長	木	幡	光	伸		
保	健	衛	生	部	長	佐	藤	壽	志子
高	齡	福	祉	課	長	真	下		聡
障	害	福	祉	課	長	畑	中	貴	史
生	活	福	祉	課	長	大	戸	靖	彦
生	活	衛	生	課	長	境	野	詩	峰
健	康	推	進	課	長	榎	戸		研
企	画	課	長	大	川	秀	樹		
政	策	研	究	担	当	課	長	小	林
						美	緒		

○**社会長** それでは、時刻が過ぎていきますので、第2回文京区基本構想推進区民協議会を始めます。委員同士で親睦を深めていただく機会とするため、座席については、固定ではなく毎回変更しております。

初めに、委員の出席状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**大川企画課長** 改めまして、こんばんは。企画課長の太田と申します。

まず、委員の出欠の状況ですけれども、辻委員、根尾委員、出井委員、武長委員、岩間委員、武井委員、向井委員、川上委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、川上委員の代理として、岸様に今回はご出席していただいております。よろしくお願いいたします。

また、幹事の出席状況でございますけれども、協議会に出席する幹事は審議の対象とする分野に関係のある部長としております。本日は、木幡福祉部長、佐藤保健衛生部長が出席しております。また、その他、関係課長も出席をしている状況でございます。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただければと思います。本日使用する資料ですけれども、前回お配りしているものになります。もし、お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。一応確認をいたします。まずはA4縦の次第です。続きまして、資料第2号、A4縦、基本構想実現度評価の実施状況について。また、その資料第2号の別紙、A4の縦とA3の横のホチキスどめのものでございます。基本構想実現度評価(案)というものになります。続いて、資料第3号、A4縦の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」進行管理等の実施状況について。また、同じく資料第3号の別紙としまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」評価表、こちらはA4横のホチキスどめのものでございます。

まず、この時点でお手元にないものがございましたらお知らせください。大丈夫でしょうか。

それでは、次に、本日配付させていただいている資料がございますので、ご確認のほどお願いいたします。まずは、A4縦の座席表になります。それと、資料第5号、次期行政計画『(仮称)「文の京」総合戦略』の策定について、というA4縦のクリップどめのものでございます。続いて、9月24日区報特集号「(仮称)「文の京」総合戦略特集号」というもの。最後にチラシでございます、「区民意見募集のご案内」ということでのA4縦の両面のチラシを置いてございます。大丈夫でしょうか。

最後に、前回と同様、閲覧用としまして、4種類の冊子を置いております。文京区基本構想、文京区基本構想実施計画、文京区「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、文京区「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という冊子を4冊置いております。よろしくお願いいたします。

また、前回もご案内いたしましたけれども、マイクにつきましては、ご発言される方は、こちらで押していただいて、赤いランプがついたのを確認の上、お名前と一緒にご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上になります。

○**社会長** 本日のスケジュールです。

本日は、基本構想実現度評価(案)、福祉・健康分野ですね。こちらが合計5項目あります。こちらと、それから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」評価(案)のほうにつきましては、高齢者福祉。こちらについて審議をします。それから、こちらの終了後、前回もお話しましたが、次期行政計画の概要について事務局から説明があります。本日、審議項目が多く、また審議後に次期行政計画の概要説明を行うということから、毎回予定している2時間を超えて、終了時刻、予定時刻として9時ということをご想定しております。各説明者におきましても、説明の際の時間管理にご協力いただくようお願い申し上げます。

それでは、本日の検討に入ります。次第1、令和元年度基本構想実現度評価の実施状況について、先ほどご説明しました福祉・健康分野になります。福祉・健康分野は5項目あり、二つの項目に分けて進行させます。

初めに、高齢者福祉、それから障害者福祉、生活福祉の3項目をまとめて関係部長が説明し、その後、委員の皆様からの質疑応答については項目ごとに行いたいと考えております。同じ要領で、続いて健康づくりと生活衛生環境の2項目について関係の部長が説明し、その後、同様に、それぞれ別に時間を設けて質疑応答を行うというやり方をとりたいと思います。

それでは初めに、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉につきまして、福祉部長から説明をお願いします。ちなみに、この3項目につきましては、説明と質疑応答を含めまして、全体の検討時間を最長60分間程度と考えておりますので、よろしくをお願いします。

○木幡福祉部長 それでは、令和元年度基本構想実現度評価表の高齢者福祉に関しまして、ご説明をさせていただければと存じます。

まず初めに将来像でございますけれども、ここに書いてありますように、「歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち」というところがございます。

最初の基本構想実施計画の「現状と今後3か年の方向性」ですけれども、皆さんご存じのように、高齢化が、文京区もご多分に漏れず進んでおるところでございます。そうした中で、私ども区としましては、人口構成の特徴をしっかりと捉えて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム、こちらをしっかりと構築してまいりたいと思っております。また、今、地域包括システムの話をしましたけれども、しっかりと進めていく上での地域ぐるみの支え合いですとか、それから、今、非常に話題になっている認知症の部分、この辺りの施策にもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。施策を進めるに当たっては、介護人材の確保、これも言うは易しで行うは難しなんですけれども、この辺りについても、区としましてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、こちらの分野でございますけれども、介護予防、健康寿命をしっかりと伸ばしていくということが欠かせないものと思っておりますので、この辺りもしっかり取り組んでまいりたいというところがございます。

続きまして、2番目の基本構想実施計画の「指標」でございます。指標は大きく分けて三つあ

ります。

まず、最初が「地域で支え合う仕組みの充実」ということで、こちらに関しましては、相談機能のところですか。私ども、地域包括支援センターが分室も入れて8か所あります。文京区は、日常生活圏域ということで警察署が四つありますが、そちらと同じような形で四つの日常生活圏域を敷いております。それぞれの包括が相談、当然、区役所もやっているのですけれども、包括での相談件数に関しての数値を入れております。こちらに関しましては、高齢者の数を分母とし、それから相談件数を分子ということで、数字を入れております。高齢者の数が65歳以上、4万3,008人。そのうちの、件数でいうと1万件ちょっと越えた形の数字になっているということでございますので、達成率という点では若干、100%よりも劣った形にはなっておるところでございます。こちらの「課題」にもありますように、支援体制の強化と、それから、やはり非常に重層的な相談事が多くなっていますので、職員の資質もしっかり高めていかなければならないと思っておるところでございます。

2番目の「在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援」ということで、指標の部分は、特別養護老人ホームの実際の待機の数に記載させていただいております。28年度から29年度に関しましては、数値ががくっという形で目標値が減っている。こちらはヴィラ春日をつくったことによって、116床規模の特養をつくりましたので、その部分です。それから、30年度から31年度に関しましては、春日二丁目にも99人の特養を今考えておりますので、その部分で、このような数字になっておるところでございます。住まいに関しましては、私ども居住支援協議会を設けておまして、住まい方について様々な施策を講じているところでございます。

3番目、「健康で豊かな暮らしの実現」ということで、最後のところで、ちょっと申し上げたことと重なってしまうのですが、やはり、介護予防の部分が非常に私ども重要と思っております。その施策に関しまして、様々な形で私ども、手を変え品を変え、進めておるところの事業で、3年に1回、この部分に関しましてはチェック表を配布し、その中間年に関しては回答がない方たちに対してのアプローチもかけているところでございます。

「3 評価」の部分になりますけれども、「課題」ですが、文京区は社会福祉協議会と区が非常に密接な関係を持って、社会福祉協議会、どちらかという公的なサービス、それから私どものサービスのちょうど中間の公共的なサービスを担っている形で、今、土壌耕しをやり、それを踏まえた形で、行政はどうしても公的なサービスが中心になりますので、こちらとしっかり連携をしながら、地域力を向上させていきたいという形で、事業展開を図っておるところでございます。

また、元気高齢の方たちに対しての施策ですとか、それからあと施設関係の部分についても、しっかり充実させてまいりたいと思っております。

最後になります。「今後の方向性」をご覧くださいければと存じます。

私ども、75歳以上の後期高齢者に団塊の世代の方たちがなるのが2025年になりますが、

それはあくまでも入り口と捉えております。2040年には、団塊のジュニアの方たちが高齢期を迎えます。ここは、多分、最大にして最高の山かなと思っていますので、この辺りにもらみながら、地域での住民同士の支え合い体制をしっかりと構築し、施策のほうを展開してまいりたいと考えておるところでございます。

高齢者施策に関しましては、以上です。

続きまして、ページをめくっていただければと思います。障害の福祉関係の部分に関するところでございます。

障害福祉に関しましては、こちらにもちょっと書いてあるんですが、「だれもが互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」という形でございます。なかなか、言うは易し行うは難しというのは、ここの部分もそうございまして、やはり、障害者施策を展開するに当たって、例えばグループホーム一つをつくろうと思っても、なかなか最初は地域の方々からの理解が得られないという中で、我々、障害施策については着実に住民の方々とはしっかりと対話をしていながら進め、事業展開をしていく上で、こういうことでやるのだったら障害の人たちと自分たち、もしかすると偏見があったかもしれないけれども違うのだなというような形で、随分、これも土壌耕しの部分になりますけれども、その辺りのところも進めていっているのかなと思っています。その中で、法改正ですとか、それから真ん中のところに書いてありますけれども、精神の部分でいうと、安定できるような形で、色々な形できめ細かな対応ということで、障害者の基幹相談支援センターを中心に、リアン文京になりますけれども、そちらを中心にやっておるところでございます。

そうは言いながら、なかなか相談件数が非常に多くなっているところもありますので、「昨年度の基本構想実現度評価における今後の方向性」とありますが、地域生活支援拠点の整備ということで、こちらも日常生活4圏域ありますけれども、本富士地区を皮切りに、相談機能の部分の施策をしっかりと展開してまいりたいと考えているところでございます。

それから、2番目の実施計画の「指標」をご覧くださいと存じます。

この部分に関しましては、障害者手帳を実際に所持する方が多くなる一方で、サービスの利用率が目標を下回った形にはなっていますけれども、障害サービスの支給決定、この部分のところに関しましては、しっかりと利用の増えた形での対応になっておるところでございます。ですので、障害のサービスの部分についても、必要な方に必要なサービスを提供しているという形をとっているものと思っておるところでございます。

それから2番目のところになります。地域生活の基盤整備ということで、先ほどお話をさせていただきましたグループホームの整備ですとか、なかなか難しいところはあるのですが、一昨年になりますか、動坂のグループホーム、定員8人ではありますけれども、施策を展開し、今後も公有地を活用しながら、しっかりと整備を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

3番目、「精神障害の地域生活の継続」でございます。こちらに関しましては、「取組状況」をご覧くださいと思うのですが、なかなか地域生活で継続できるような形での実績は

伸びつつあるのですが、「課題」にもありますように、やはり、どうしても入退院を繰り返すということでの支援の難しさがあるということが課題と思っています。数字的に言うと、若干達成率が下がった形にはなっておりますけれども、精神障害の部分に関しましても、しっかり区として施策、取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目です。「障害者の就労支援の充実」です。こちらに関しましては、やはり障害者の方たちに居場所と出番、つまり働く場があるということが非常に大事であるということは、この間、障害福祉課も様々な形で就労支援をさせていただいているところでございます。我々も、事業者と協力をしながら、様々な形で開拓をしていきながら進めているところでございます。残念ながら達成率100%という形にはなっておりませんが、着実な成果を上げているものと捉えておるところでございます。ですので、今回は、総合評価のところは100%に全て達していないということで、Cということではありますけれども、障害施策、一つ一つ着実に進めているところでございます。

最後に、「今後の方向性」でございます。こちらにも記載がありますけれども、やはり、生涯にわたって地域で安心して暮らし続けることができるよう、様々な機関としっかり連携をとっていくこと。それから、やはり地域の理解が一番大事と思っております。この辺りも、区が地域にしっかり入って、地域の方たちにも協力を得ながら施策を進めてまいりたいと思っております。

3点目の生活福祉になります。

生活福祉に関しましては。「だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、セーフティネットのあるまち」ということで、この部分に関しましては、文京区の場合は生活保護世帯が高どまりではありますけれども、減っていているという、他の自治体と若干違う動きを見せているところ。しかしながら、私ども、就労の意欲を喚起する事業の実施ですとか、それから、生活困窮の方たちへの学習支援ですとか、様々な形で生活保護を受けてらっしゃる方々へも支援させていただいているところでございます。

指標ですが、三つございます。

最初が、「生活保護受給者の自立した生活」でございます。こちらに関しましては、就労相談、それからプランをつくってハローワークと連携しながら就職につなげていくという形でございます。この辺り、きめ細かな対応を図っていながら、29年度と比較して、少し達成率が下がった形にはなっておりますけれども、着実に一つ一つ施策を進めておるところでございます。

それから、「生活困窮者の自立した生活」ということで、こちらは、生活保護を受けてない方ではあるのですが、そうした方々へ自立相談支援事業などを実施することで、就労の支援、61件あったうち、28件就労へつなげているという形で、様々な関係機関と連携を図ってまいりたいと思っております。

最後のところの指標、「路上生活者の自立した生活」でございます。こちらの路上生活者に関

しましても、文京区には独特の地域性がございまして、近隣区と比較し、徐々に徐々に減ってきている形になっておるところでございまして。この辺りに関しましても、東京都、それから特人厚と連携を図りながら対応を進めてまいりたいと思っておるところでございまして。

最後になります。「今後の方向性」でございましてけれども、生活保護を受給されている方々に関しましては、しっかり就労継続の支援プログラムを進めていき、それから、生活困窮の方、生活保護までいかない方たちに関しまして、関係機関としっかり連携をしながらアプローチをかけてまいりたいと思っております。路上生活の方々に関しまして、恐らくオリンピックが終わった後、もしかして増えてくるのではないかとということも予想されてございまして、この辺りに関しても、近隣区との情報交換をしっかり図っていきながら対応を進めてまいりたいと考えております。

雑駁ではございますが、以上です。

○**辻会長** ありがとうございます。それでは、最初に戻ります。まず、高齢者福祉です。この点について、皆様のほうから質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**中野委員** すみません、中野と申します。

指標の一つ目の「地域で支え合うしくみの充実」で、課題として総括されているのが、区の支援体制を含めたセンター機能の強化を図る必要があるということなわけですが、主に具体的には機能としてどういうことを強化されようと考えておられるのか、ご説明いただければありがたいです。

○**辻会長** はい、事務局。

○**真下高齢福祉課長** 高齢福祉課長の真下と申します。

センター機能の強化というところは、その前に書いてある区の支援体制といったところも含めてなわけですが、今、4圏域に本室、分室集めて8か所あるという説明をさせていただきましたけれども、包括同士の連携といったところも、今後、横のつながりも大切と考えております。また、説明の中に出てきたかもしれませんけれども、それぞれの包括が抱える方々のうち、困難世帯の方が非常に増えてきております。そういったところでも、包括の職員の資質の向上といったところも、各法人に任せるわけではなく、区としても例えば講習会を行うであるとか、研修プログラムを組んでいく。また、総合的に、高齢者を包括と区が一体となって支援するといった体制を、この評価表では、「強化」といった表現で置きかえているところがございますので、今後、区が各包括と連携を強化するというところが一番メインではあるわけですが、横の連携も見ながら、一体的な支援に、より一層取り組んでいきたいという意味合いで、課題として捉えているところがございます。

○**中野委員** 前段で、もう既に、要は職員の資質の向上と書いてあるので、それ以外の機能って何なのかということが具体的に何を強化しようとしているのかがわからないと。人だけではないんじゃないでしょうか。

○木幡福祉部長 今、機能強化の話がありましたけれども、実は、どのタイミングでというのはあるのですけれども、包括の部分に関しましても、実は、正直言って人手不足の部分もあるということで、職員の採用が結構苦戦しているところがあります。他の自治体もそうなのですけれども、例えば自治体の職員と包括の職員との人事交流ですとか、それから、今、高齢福祉課長から話がありましたけれども、様々な形での意見交換じゃないのですけれども、他機関につながりなど、例えば警察ですとか、色々な通所の施設ですとか、特養もそうですけれども、色々なところとの橋渡し等もしていかなければならないと思っています。ですので、この辺りも含めた形で機能強化を図っていきたいと思っています。

○社会長 よろしいですか。

その他、いかがでしょうか。はきはきした説明だったので、説明の誠意に圧倒されて、なかなか質問が出ないかもしれませんけれども。はい、お願いします。

○吉本委員 すみません、吉本と申します。

在宅サービスという多様な住まい方の支援や取組のところで、ホームが増えたので名簿に登録された数が減っているという説明があったと思うんですけれども、今後のホームの増える予定ですとか、今後、高齢者の増え方に対してホームも今後も増えていって、これはゼロに向かっていくのか、それともそうならないような困難なものが今後あるのか、その辺の今後の見通しを、ちょっと教えていただけたらと思うんですが。

○真下高齢福祉課長 今後の特別養護老人ホームの施設の増加予定ですけれども、今年度中に3施設、来年の春、開設を予定しているところでございます。この指標を受け、31年度に、少し数を減らしているのは、その特養の一つが、計画上に、その計画を立てるときに計画されたものですから、その分が減少するという形で待機者数減少と示したものでございます。そちらに加え2施設が加わりますので、計算的には待機者は減っていくと見込んでいるところでございますけれども、さらにその先といったところだと、今後、特養だけでなく、地域包括ケアといったことで、在宅で必要な医療や介護を適切に提供していきたいと考えているところでございますので、そういったサービスを適切に受けることによって、特養入所を希望する方は一定数減ってくるだろうということで、今後の推移を捉えているところでございます。

○木幡福祉部長 今、高齢福祉課長から話がありましたけれども、区の今後の方向性というところかと思うのですけれども、特養を一つ増やすと、やはり介護保険料にはね返ってくる形になりますと同時に、今、特養を新たにつくるとしても、正直言って、人材の確保ですとか、それから実際に運営をしてみても、人材が確保できないので、定員数に満たないというケースがあるとか、それからあともう一つは、今、文京区はこういう形ですけれども、三多摩のほうに行くと、特養が今、実は空き始めているという現実もあります。ですので、特養の部分をどれぐらい増やすかという質問について、文京区としては、平成37年度までの介護保険事業計画では、今のところ、もう一つ増やすという形ではありますけれども、今後、特養を増やす形が良いのか、それとも、

先ほど高齢福祉課長から話がありましたように、在宅でできるだけ、やはり住みなれた地域で生活をしていく形が良いのか。国の方針、それから私どもは、今、地域包括ケアシステムという言い方で申しましたけども、なるべく在宅で住みなれた地域でという方向性で施策を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、まず一旦次に進みます。

それでは、続きまして、障害者福祉。この項目について、皆さんのほうからご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

○**中村委員** 中村と申します。障害者として、ここに参加しています。

よくグループホームというのをつくって、そこで少人数で共同生活をするという一つのあり方をよく聞くようになりました。この方針について、区役所はどのようにお考えでしょうか。

○**社会長** はい、事務局。

○**畑中障害福祉課長** グループホームということで、少人数での共同生活ということで、今後、障害者の方が地域で暮らしていくということになりますと、当然、他の方との共同生活という経験が日常生活でも生きてくると思いますので、こういったグループホームという施設については、今後も可能な限り増やしていきたいという意向でございます。

○**中村委員** よろしく。数などは、具体的に増やすということは、今の段階ではお考えではない。

○**社会長** 事務局。

○**畑中障害福祉課長** 30年度に、ちょうどこちらの指標にもございますとおり、29年度と比べまして、定員が13名、施設として二つ、人数として13名増えたところでございますが、この後の施設というのは、めどが立っていないのが現状でございます。

○**中村委員** そうですか。どうぞよろしくお願いいたします。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

○**下田委員** ④の障害者の就労支援の充実、パーセンテージが高くてとても良いことだなと思っていますけども、就職した人たちの就労状態はずっと継続されているのでしょうか。それとも、就職した時点で数を数えて、まずは就職したということだけなのか、その後はいかがでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**畑中障害福祉課長** 指標のほうで掲げている実績については、これまで就職をして現在も就職が続いている方の人数となります。30年度について、新たに就労した方は39名という状況でございます。中には、おっしゃるとおり、なかなか継続しない方もいらっしゃるのですけれども、現状224人という形で就労が続いているという状況でございます。

○**下田委員** ありがとうございます。

○**社会長** その他いかがでしょうか。

私から、今のことに関連して、③の指標「精神障害者の地域生活の継続」のところについて。

数字が増えている一方、定着率としては落ちているという話だったが、裾野を広くしていく段階に当たっては、定着率はある程度、やっぱり下がっていくものと考えざるを得ないのか、それとも、もう少し努力すると、定着率ももう少し上がっていくのか。プロセスとして考えると、どうということなのでしょう。

○佐藤保健衛生部長 保健衛生部長でございます。

この定着率につきましては、26年度93という、かなり高い数字だったのが、実数としましては、退院された方が29人に対して2名が再入院をされたということでございました。その前のデータがないのでわからないのですけれども、この後見てみると、かなり、特別に良い年だったのかなと思っております。その後、どんどん下がっているのは、どうしても、1回退院されて、地域で暮らし始めても再入院される方が、かなり一定の割合いらっしゃって、その再入院される方を次々、毎年それを計算していくというか、その方が母集団に入っていくって、また、もう一回再入院されるという方で、割と予後の悪いというか、治療がうまくいってない方々が、どんどんたまっていってしまうような形の統計の取り方になっているので、良い方は一定いらっしゃって、一回退院して、そのまま定着される方は一定の割合いらっしゃるのですが、数字にすると、このような形になってしまうということです。実際に、2回目以降のエントリーというか、再入院された方を除いて統計をすると、大体70%前後ということになりますので、恐らくそれがベースというか、プラトーンな数字なのかなと思っております。現在は、治療薬のほうも、かなり良くなっていることもあって、安定している方は非常に安定していますが、結構重症な方や困難な方々は、どうしても再入院を繰り返すという形に二層化されているような状況と思っております。

私どもといたしましては、非自発的入院という形で入院されている方々につきましては、病院と連絡をとって、入院中から病院・医療との連携を図りながら、地域移行へ、なるべくつないでいく、社会資源を利用しながら地域で暮らしていくということで、専任の保健師を置きまして、地域担当の保健師と一緒に地域定着に向けて、活動支援をしているところでございます。

○社会長 はい、ありがとうございました。

その他、皆さんのほうからいかがでしょうか。はい、お願いします。

○中野委員 ④の指標の「障害者就労支援の充実」で、ここに書かれているように、法定雇用率は国の方針でどんどん引き上げていくということですので、企業としても雇用義務が発生しますから、企業としても意欲としては旺盛なんですけれども、要は、特にこれからは精神障害者の方の雇用を進めていかないといけないわけなんですけれども、企業側も、それに対してのケアというか、社員になる方のケアだとかというところのノウハウという変な言い方ですけど、そういうのがなかなかなかったりという課題があって、これは持続しなかったり定着しなかったりという障害が企業側でもあると思うんですけど、そこら辺は、どういうふうに行行政としてサポートというんですかね、されるようなお考えがあるのかないのかも含めて教えていただければと思います。

○社会長 事務局、お願いします。

○畑中障害福祉課長 今ご指摘のとおり、受け入れる側の企業の準備がなかなか進んでいないという現状はございます。こちら就労支援センターのほう、企業に向けて障害の特性というところから含めて、受け入れに向けた準備についての研修、講習会というものは開催をしているところでございます。

○社会長 一言で説明するとそうかもしれませんが、行政なんかも精神障害、一番雇用が難しいので。

○中野委員 企業側も、やはり私の会社でも同じように、そういう取組はさせていただいてはいるんですけども、おっしゃるとおり、いろいろな地域の支援センターの方も含めて、いろいろご指導はあるんですが、実際の現場で対応していく、要は定着していただくということのノウハウだとかというのは、結局、なかなか企業内の社員に蓄積されないものですから、あるいはそういう専門的な知識があつて、そういうふうな素養があつて対応するというわけでは基本的にないわけですから、そこら辺のギャップがどうしても補い切れないというんですかね、1回切りと言ったら変な言い方ですけど、導入時だけのケアだけで大丈夫なのかというところは、やっぱりずっと心配なことなんです。

ある程度永続的に、わかりませんが、どういうサポートが行政なり、この地域の支援センター等でなされていくのかということがないと、導入時だけでケアいただいて、そのときに指導なりサポートはあるんですけども、実際、この障害者の方を企業内で管理する人というのは、簡単に言うと素人なわけなんです。そういう意味でのサポートなりというのは、どうされるのかというところが一番重要なような気がしますので、ご検討いただければというのが正直なところ。

○社会長 はい、事務局。

○畑中障害福祉課長 今のご質問の全てのお答えになるかは、ちょっとわからないのですが、障害福祉サービスとしまして、平成30年から「就労定着支援」というサービスが新たにできました。こちらは、永続的ということではないのですが、就労移行した後に、3年間、支援員が入って定期的に、ご本人もそうですし、職場の方とご相談をしながら、どういうところに課題を抱えているかというお話を聞きながらケアをしていくサービスが始まっておりますので、そういったものの利用を進めていくということも、企業支援ということでは一つの方法と考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

○社会長 その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○吉本委員 この障害者の方の就労なんですけども、企業もちろん就労者として、まず隗から始めよ的に、文京区の公務員としての、こういう障害者の方の就業率の増減とか、その辺は、平均的な、この区の全体の企業に対して、公務員のほうが、多分企業よりも、こういうの、障害者の方の勤め先として優れていると思うんですけども、その辺、ちょっと公務員として、どのようになっているかというところを教えてくださいませんか。

○木幡福祉部長 申し訳ございません、今、手持ちに私ども文京区の障害を持っている方の雇用率は無いのですけれども、ただ、確実に言えることは、今おっしゃられたように、私ども文京区も障害の方の雇用に関しましては、当然、法定は超えていると同時に、これは、印象論になってしまうのですけれども、実際に車椅子で職員が様々な形で移動をしながら、我々も日々の仕事の中で、車椅子で動いてらっしゃる職員の方たちへのサポートですとか、それは以前にはなかったことなのかなと。つまり、文京区でも、そのような形で障害の方たちが、かなり職場に入った形で仕事をし、そのことにより我々一人一人の職員の意識も変わりつつあるのかなと捉えています。ですので、雇用率という点でいうと、当然法定雇用率は超えていますし、そういう形で積極的な採用を行っているところがございます。

○辻会長 国家公務員でも法定雇用率を守っていると称して、実は守っていなかった事件がありましたよね。それは大丈夫ですね。

それからもう一つ、先ほど質問がありましたけれども、障害の中で精神が難しいので、公務員は意外に精神障害の雇用は進んでないと。民間に採用しろと迫る割にはとってないのではないかと、こちらも随分批判されたことがありました。この2題になるのですが、文京区は、部長の説明を信じて大丈夫ですか。

○木幡福祉部長 今、辻先生から、その話がありましたけれども、議会でも、国がそういう形であったときに、文京区はどうなっているかというのを、かなり侃々諤々議論がありました。言うまでもないことなのですが、文京区は、職員課長が、数字的にも間違いなく法定を超えた形で対応していますと申しておりますので、その点は間違いのないと思っております。

精神の部分に関しましては、幾つかの課題があるので、ここは私ども区のほうも、今後、様々な状況を分析していきながら、雇用を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○辻会長 その他、いかがでしょうか。

○中村委員 ちょっと教えてください。ひきこもりの方たちが多いですね。これは、精神的な障害と理解されますか。

○辻会長 はい、どうぞ。

○木幡福祉部長 今、ひきこもりのお話がありました。先般、練馬で大きな事件がありましたけれども、区としても、先ほど地域包括のところでもありましたが、8050ということで、80歳の親御さん、そして50歳の子どもさんがいらっしゃってということでのひきこもりというのは、恐らく私ども考えている以上に、もしかすると少なくないのかなと思っています。そのひきこもりの要因というのは、様々な要因があると思っています。精神的な疾患が絡むこともあれば、また、ちょっとしたきっかけでの、精神疾患まではいかないけれども、病気まではいかない、その一歩手前ということもあって、色々なケースがあるので、ひきこもりイコール精神疾患と単純には捉えていないところではございます。ただ、色々な要素が重層的に絡んでいますので、これから私ども、来年度に向けて、ひきこもりに関しての施策をしっかりと打ってまいりたいと思

ていますが、今、申し上げたとおり、色々な要素が絡んだ形でひきこもりというのは生じていると思っておるところでございます。子どもの頃からの不登校など、色々絡んできているものがあるだろうと思っています。

○中村委員 どうもありがとうございました。

○社会長 よろしいでしょうか。

それでは、次の生活福祉の質疑応答に入ります。皆さんのほうから、ご質問、ご意見をお願いします。はい、どうぞ。

○岡田委員 ①番の生活保護受給者は、先ほどの説明で、減っているという説明がありましたけれど、その下の「生活困窮者の自立」という中には、多分、すごく経済的にも困窮している方で、そういう生活保護を受けなければならないような方でも、多分、それを受けないで一生懸命就労支援をやっている方がいるんじゃないかなって思うんですけども、ですから、やっぱり下のほうの生活困窮者というのは、生活保護ないものですから、何しろ自分で就労しなければ暮らしていけないというので今頑張っているの、こういうグラフになると思うんですけど、上の場合は、生活保護があるので、下の人たちよりは少しは、ちょっと就労に対しても甘いのかなっていうのを感じて、そのグラフが28年度と29年度、30年度と、すごく激しく動いていますよね。

それとあと、路上生活者も28年度、29年度、30年度と動いているんですけど、これはどういうわけで、こういうふうに出ているんでしょうか。理由が何かあるんでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○大戸生活福祉課長 生活福祉課長の戸でございます。

委員から、色々ご質問がございましたが、まず、①について、繰り返しになるかもしれないのですが、生活保護受給者の自立というのは、こちらは生活保護を一旦受けているが、いろいろ病的疾患、または就労意力というものを実際にこちらのほうからアプローチをかけることによって、そういった意欲が出てくる。そういったところで、一旦、こちらのほうで用意しました就労支援プログラムに基づいて、こういった取組の中で就労、増収に向けた事業ということになっている実数でございます。

それから、②の生活困窮者の自立支援、こちら、まさに頑張っている方がおります。私どもは、一旦、生活福祉課の窓口で生活困窮であるということでご相談に来られた方、まず、その方の状況を確認しまして、生活保護の受給、または生活保護を受ける前に、まだこういったことで支援していくことで就労に結びつけられるのか。その二つを相談窓口の中から判断するということです。それに基づいて、今回、生活保護を受ける前に、まだ就労ということで、本人も目指している、また可能性があるということ、プログラムの中で行って、実際に自立就労、また増収に結びついたという、そういった形をとっております。

最後にご質問がありました路上生活者の関係でございますが、こちらにつきましては、東京23区を5ブロックに分けておりまして、そのブロックの中で5年ごとに自立支援センターという

ものをそのブロックごとに持ち回りの中で設置しているものでございます。その中で、例えば文京区でいいますと第2ブロックというところに属するのですが、4区が集まっております。その近隣区の中で、路上生活で自立支援の相談を受けた場合に、今でいいますと台東区にある台東寮というところなのですが、そちらにご案内をして、その中で自立支援のプログラムに基づいて自立支援を行っているというところでございます。こちらの指数は、第2ブロック、いわゆる台東寮に入所された方が実際にこれだけ就労しましたという実数の数値となっております。

○**社会長** よろしいですか。

○**大戸生活福祉課長** 追加でよろしいですか。

○**社会長** では、事務局、追加でお願いします。

○**大戸生活福祉課長** 大変申し訳ありません、お答えできなかった部分があったと思います。

①でいいますと、例えば、こういった数字の変動に、なぜこういうことがあるのかということでございますが、まず、生活保護を受けた方が、昨年でいいますと29年度、指数で達成率105%になっております。これで30年度が71.7%になっている。この変動の要因でございますけれども、こちらは、実際に29年度は就労に向けた方々が多かったと。その方々は、就労・増収に、もうそこで達成できて、今、実際にそれ以外で生活保護を受けられている方が30年度に受けたということで、実際に自立支援に向けた事業は行っているのですけれども、既に達成された方を除いた方で、またやっているということで、そういった形で、その年度によって、また受給者数によって、その辺りの指数の変動というものが起きてきているところでございます。

○**社会長** なるほど。その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**島川委員** ちょっとお聞きしますが、受給者が、ずっとやっぱり働かないほうが自分としては楽なもので、プログラムを組んでも、大体プログラムというのは1年計画で立てるのでしょうか。就労しないほうが、もらっている人は楽なもので、なかなか就労しないと思うんですけどね。そのプログラムを組んだときに、大体1年めどで組んでいるのか、あとは、ずっとその人が就職するまで組んでいるのか。それとあとは、途中で就労したら、もう打ち切りですか。

○**大戸生活福祉課長** お答えいたします。

まず、プログラムなのですが、こちらは要綱のほうで定めておまして、そういった相談を受けてから実際に支援に入っていくとなると、6か月間、一旦期間を置いております。6か月間、各就労のプログラムを行いまして、ハローワークや、そういったところにチャレンジをしていただきます。6か月たって、うまくいかなかったのですが、もうしばらくすると、もしかしたらということになると、それで6か月間の延長ということも可能でございます。なので、最長、大体1年ぐらいのプログラムという形で見ていただいたほうがよろしいかと思っております。

それで、その後なのですが、あくまでも就労したから完全に生活保護受給が解除になった、生活保護受給をやめたということではなくて、一定の収入を得たことで生活保護費は少なくなった。しかし、まだその生活を完全にすることができないという状況である場合は、引き続き、こち

らのほうで見守りという形と、あとプログラムの中でもう一回確認行為を行っているところでございます。

○**社会長** よろしいですか。はい、それでは乾さん。

○**乾委員** 乾です。よろしくお願いいたします。

①②③共通してなんですけど、文京区基本構想実施計画の冊子を拝読すると、124、5、6ページに、これのもとになるような予定の目標のグラフが描いてあります。こちらは、割合だけではなくて、人数の棒グラフもついている表になっていると思います。実際の、その指標は割合だけだけれども、人数は、多分これ参考か何かで載せていらっしゃるのかなと解釈しましたけれども、ここに載っている数字と、今回、この表に文言で書いてくださっている達成された人数、ここが、それぞれ倍ぐらい違いがあるように見えて、そもそも何か想定している母数が少ないから人数が乖離しているのか。この人数の違いって、どう解釈したらいいのかを教えてください。

○**大戸生活福祉課長** その点につきましては、こちらを策定したときに見られた社会状況とか、それから他区の状況とか、そういったものを参考にして一定人数を出させていただきましたが、実際に、やはり各年度充実した事業を行っていく、またそれをいろいろ紆余曲折しながらも行っていく中で、そういった数字の差が、やっぱり出てきているというのが現状でございます。ただ、目標値、実績数、達成率については、実際の数字をそこに当て込めてみて、その実数と目標値と比べて達成率という形で出しております。ちなみに申し上げますと、①の「生活保護受給者の自立した生活」の30年度の数字で申し上げますと、こちらで書かれておりますとおり、計画のほうでは115人という数字がとっておりますが、実際には、その115人が実績値は243名となっております。その243名に対して61件が就労、増収につながったということで、25.1%。ただし、目標値というのは35%程度を見ていたものですから、それと実際に比べまして71.7%の達成率となったという、そういったつくりをしております。

○**乾委員** ありがとうございます。

①は母数がそもそも生活保護受給者の方々ということなので、いい母数だと思っているんですが、②について言うと、生活困窮者の自立支援事業の利用者ということなので、母数自体が自動的に動き得る母数だと思っています。これで言うと、目標は125ページだと、30年度49名結びつきを図って、44.5%を目指したいというところに対して、実際の実数値は、実績、パーセントは上回っているものの、人数で言うと28件と、その棒グラフよりも20人ぐらい少ない状態ということは、パーセントで言えば、よい評価で言えるんだけど、実際、そもそも事業を利用された方自体が少なかったからパーセントがよく見えただけであって、本質的には利用する方の促し自体が実は必要なんじゃないかと。母数が少ないことが課題なのかなとも読めたんですけども、いかがでしょうか。

○**社会長** はい、事務局。

○大戸生活福祉課長 よろしいでしょうか。

まず、こちらの生活困窮者自立支援につきましては、23区の中でも、やはり地域性が出てきております。実際に、この数字を出すときのものは、恐らく、そのときに今後の見込みということで、各区の状況を見たところでございます。実際に、文京区の地域を見てみますと、やはり、生活困窮者が少ないというのが実際のところでございます。なので、もちろん相談に来る方、利用される方が、それに伴って少なくなっているというところなんです。これは明らかに地域性が出ているところでございます。

○社会長 この辺りは、指標の設定も本質的になかなか難しいところで、結局、生活保護受給者にしても、生活困窮者にしても、それ自体を単純に目標にすると、変に判定をしぶられても困るので、それはそれで認定しながらも、その中で自立度を見ていくという方法をとるが、そうすると、どうしても全体の傾向の中で乱高下するところが出てくるということがあります。今回は、これで工夫はされていて、単純に実数を盛ればそれで良いという話でもないの、今後の指標をどのようにしていくか。全体の状況を詳しく説明しながら、皆さんにご理解いただくというのが良いのかもしれない。ただ、説明がありましたとおり、他区と比べても比率は低くなっていますので、それは区民の皆さんにも頑張っ、今の数字をつくっていただいていると私も理解しております。

よろしいでしょうか、ほか、いかがでしょう。

○中村委員 いいですか。

障害者であって生活困窮者、結構いるわけですけども、その場合、私は必ずしも、それを期待するという言葉がいいことではなくて、生活についての利益、自分で生きようとする力、思い。それを尊重する方にこそ、差別への壁を取り除いていただきたいわけですね。やっぱり、障害者とはいつでも一人の人間ですから、自分の力がたとえ弱くても、乏しくとも、自分の力で生きることの誇りから、それを持たせたいということは当然なことなので。その場合、今、障害者というのは肉体的障害、精神的障害、知的障害。様々な障害がある中で、最も自立に困難な障害者、どの部分でしょうね。精神、四肢、肉体的な障害よりも、知的な障害とか、精神障害とか、いろいろあるわけですが。障害者の問題を取り上げたという方たちから見た場合、一番困難な状況にあるのは、どの部分でしょうか。

なぜこんなことを聞いているかという、やっぱり私自身も、ご覧のように、私の場合、肢体障害者なんです。にもかかわらず、自立しているんです。どうやっているかということは、今日はお話しませんが、希少なやり方でやっています。そうすると、そういう可能性も決してないわけじゃないのでね、それを知らせてくれる行政の指導というか、期待したいと思ひまして、ちょっと申し上げました。

○社会長 では事務局、お願いします。

○大戸生活福祉課長 私どもは、障害の例えば肢体・精神とか、そういったことにかかわらず、

ケースワーカーという者がおりまして、訪問も含め、日々その方にあった対応ということで支援をさせていただいております。

それで、私、実際にケースワーカーと話す中で、話が出ることもあるのですが、やはり周りに支えていただける方がいる方、それがやはり一番の理解者であり、またそういう方がいる方のほうが自立に向けた支援はしやすくなっているのと、かかわりやすくなっております。

あとは、年齢的なものでありますけれども、介護保険制度をご利用されるときには、ホームヘルパーと連絡を取り合い、情報を共有しながら、その人にあった、高齢者ですと、例えばそういった形で連携をとっております。

また、保健衛生で、地域保健で、保健師さんが区内を一緒に回っていただきまして、医薬専門的なところでのかかわりもしっかりと認識しながら取り組んでおりますので、様々な要因があると思いますが、それぞれ難しさも様々でございますが、なるべく区としてできる限り、そういった一人一人の状況、そういったところに携わりながらやっていきたいと思っております。

○中村委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○社会長 ありがとうございます。

○木幡福祉部長 申し訳ございません。先ほど法定雇用率のお話がありましたが、数字がわかりましたので、この場を借りてご報告をさせていただきます。法定雇用率、地方自治体、国は2.5%を守っていかなければならないということで、文京区の場合、平成30年度は2.77%でございます。23区の平均が2.43%ですので、文京区は法定雇用率をしっかり守っているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○社会長 ありがとうございます。

それでは、次の健康づくりと生活衛生環境の検討に入ります。この2項目で、説明、質疑応答を含めて大体最長40分間を想定しております。それでは、保健衛生部長から説明をお願いします。

○佐藤保健衛生部長 それでは、保健衛生部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、7ページの中項目、健康づくりの項でございます。

将来像は、「だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち」ということでございます。

健康づくりは大変幅広い分野ではございますが、大きな一つの項目として、生活習慣病、がん、糖尿病を含む生活習慣病に関することがございます。

1番の「現状と今後3か年の方向性」でございますが、食事、運動、休養、そして飲酒・喫煙などの嗜好品の摂取などが大きく生活習慣病の発症に関与しているということが分かっております。

また、区民の皆さんのがんや生活習慣病を早期に発見する取組である、健診の受診率は長い目で見ますと、これまでの取組によりわずかながら増えてはおります。そして、もう一つの役割とし

て感染症などに罹患するものや重症化を防ぐための予防接種というの、大きな柱になっております。

区民が、ご自身の健康の保持・増進に取り組むための知識や方法の周知・啓発に努めるとともに、がんや生活習慣病の早期発見のための健診や各種予防接種の勧奨をしていく必要があると考えております。あわせて、区民の皆さんが健診や予防接種、受診しやすい環境を整えるということも大事な役割と思っております。

そこで、区民の皆さまの健康づくりの取組を支援・推進していくために、ライフステージに合わせた食生活の改善や運動習慣の定着などの生活習慣病対策を推進するとともに、各種関係機関と連携して、健診などの受診環境の改善や、より効果的な保健指導への参加勧奨などに取り組んでおります。

また、社会全体の免疫水準の維持のために、定期予防接種については、ワクチンの意義・効果、また副反応などの情報提供を行い、一定の接種率を確保するように接種勧奨などを行っております。

さらに、かかりつけ医師・歯科医師・薬剤師の定着促進などによって、地域医療の連携を支援し、区民の方が住み慣れたまちで、適切な医療を受けながら生活するための情報提供や相談体制を充実することで、在宅療養の推進を図っているところでございます。

昨年度の今後の方向性は飛ばさせていただいて、大きな2番、指標についてご説明を申し上げます。

①の「生活習慣病予防対策」でございますが、これは特定保健指導対象者の割合を指標にさせていただいております。特定保健指導というのは、健康保険の保険者が被保険者に対して行うものでございますが、文京区の場合は、国民健康保険の部分の保険者でございますので、その部分の特定保健指導対象者の割合を出しております。具体的には、取組成果にありますように受診者1万1,210人に対して、特定保健指導者、つまり軽い異常があつて、保健指導を受けたほうが良いですよというふうに分類された方が1,197人ということで、30年度は実績値が10.6%でございました。

その上、この数字が下がってくれば異常者が少ないということで、減ってくるように目標値を設定しているところでございますが、本文にありますように、さらに特定保健指導になった方々がきちんと指導を受けていただくという、その実施率についても向上のための工夫をしているところでございます。

実際には、課題のところにありますように、特定保健指導については、実施率と目標と乖離しているところがございますが、今年度、特定保健指導の委託業者をプロポーザルで選定いたしましたので、事業者のノウハウを生かしてさらに実施率を向上させていく予定でございます。

②の「生活習慣の改善に向けた支援」でございます。

こちらは、保健サービスセンターで行われております生活習慣のための教室、具体的には生活

習慣病予防教室及びウォーキング教室、健康スキルアップ教室でございますが、この3種類の教室の参加者の皆様にアンケートをとってございます。そのうち、例えば運動をやりたくなったとか、続けてやる気になったという項目がございまして、それを意識向上というふうに設定し、そのアンケート結果をこのように示しているということでございます。

目標値85%でございますが、おおむね参加した方々につきましては、90%程度の向上度を示しております、達成率としては106%でございます。

課題といたしましては、実際には65歳以上の方々が約半数を占めておりますので、50代、60代前半という、積極的に若い世代の方の参加を促すためにテーマ等々を工夫していきたいと考えております。

③の「がんの早期発見・早期治療」についての項目でございますが、これには各種がん検診の受診率をグラフにしてございます。

大変見づらくて恐縮なのですが、現在、区のがん検診は、30年度までは「乳がん」「子宮がん」「胃がん」「大腸がん」と4種類でございました。今年度より、肺がんを含めた五つのがん検診を実施しております。なので、四つのグラフが入っておりますけれども、一つ一つ簡単にご説明しますと、2個あるグラフのうち下のグラフのそのさらに一番下のところは、胃がんの指標でございます。胃がん検診につきましては、平成29年度からバリウム検査に加えて内視鏡検査を実施しましたため、グラフが交差しているところがありますが、受診率18.9とかなり大きな上昇が見られ、受診率が向上したところでございます。

それから、上のグラフが乳がんと子宮がんでございますが、実績が子宮がん、乳がんともやや下がってきております。このがん検診につきましては、文京区だけではなく、東京都、全国合わせて、ここ数年、若干受診率が低下傾向にございます。なので、ご多分に漏れず子宮がん、乳がんについてもやや低下をしているところでございますが、大きな理由の一つには、本文にありますように29年度に国の無料クーポン券の事業がございまして、それが5歳刻みの例えば41、46、51、56のように5世代、5学年についての健診になったのですが、29年度から1学年41歳と21歳、子宮がんが21歳、乳がんが41歳という1世代になったため、そこで無料クーポン券の配布がなくなったために、やや下がっているという影響もあるかなと思っております。

今後、がん健診の受診率の向上は、必須の項目とは思っておりますけれども、今年度からがんについてのシステム、台帳の電算化を行ったことによりまして、乳がん、子宮がん等々、個別配付など受診率の向上を目指した勧奨のやり方を検討していきたいと思っております。

また、課題にありますように、胃がん、乳がん、子宮がん検診が2年に一度になりますので、大変わかりづらくなるということもあり、対象者の皆さんによりわかりやすく、また受診の勧奨になるような通知の仕方について検討してまいりたいと思っております。

最後④が「予防接種の勧奨」ですけれども、ここでは麻しん・風疹ワクチンの接種率を挙げて

おります。麻しん・風疹ワクチンは、1歳の誕生日を超えた12か月、1歳のときが第1期。それから就学前5歳のときの1年間が第2期ということでございまして、これを目標値に挙げております。28年度の2期につきましては、若干低いのですが、ずっとその後、向上いたしまして、目標値、集団の免疫が保たれる95%を目標にしておりますが、おおむね95%を超えているということで一定の目標は達成できているのかなと思っております。

課題にございますが、時々新聞報道、テレビ報道などでもございますが、成人の風疹が流行っているという課題がございます。そういったわけで、現在、令和3年度まで、令和4年3月31日までの間、成人の男性に対する風疹の追加対策が行われておりまして、そちらのほうの勧奨と周知など。それから、ワクチンの偏在が見られ、足りなくなってしまうので、慎重な目でワクチンの安定供給についても見ていきたいと思っております。

そういうわけでこのページ、評価をBとさせていただいておりますが、「中項目全体の成果・課題」について、項目には入っておりませんでした。健康づくりを支援するために、栄養についても大変重要な課題と思っております。「ハッピーベジタブル大作戦」というイベントを行っておりまして、かなり大きなものでございますが、楽しく皆さんに栄養について知っていただくというイベントで、去年は3,470人の方に来ていただきました。

また、介護予防事業と絡めまして、そちらのほうに栄養士が出張して栄養講座を実施するなど、あらゆるチャンネルを通じた栄養についての普及啓発を行っております。

それから、特定健康診査につきましては、なかなか受診率が横ばいなところでございますが、若年層40歳から始まるのですが、39歳の方に向けて、来年から始まりますよというような周知パンフレットを配布しておりますほか、受けていない方についての受診勧奨はがきを2回送付するなど、受診向上に努めております。

がん検診については、先ほど申し上げましたが、受診率向上、システムを使った向上に努めてまいりたいと思っております。

また、30年度は地域医療連携情報誌「文京かかりつけマップ」の全面改訂を行いました。それに合わせて介護保険課で作成しております「介護事業者検索システム」に医療機関の情報も登録するなど、区民の方の利便性の向上に努めているところでございます。

「今後の方向性」でございますが、まず、特定健診、特定保健指導につきましては、プロポーザルを行いまして、事業者を再選定いたしましたので、事業者のノウハウを生かして、特定保健指導の実施率の向上、そして最後までやるということが大事なので、達成率の向上に努めてまいりたいと思います。がん検診につきましても、システムを利用した受診履歴などを考慮した効率的な勧奨を行いたいと思っております。

これらの健康づくりや、生活習慣病の予防対策などを実施するとともに、地域における医療と介護の連携などを進めていくことで、保健医療計画を着実に推進し、区民の健康寿命のさらなる延伸を図ってまいりたいと思っております。

引き続きまして、めくっていただいて8ページでございます。

こちらは生活衛生環境の項でございます。主に保健衛生の部分のインフラのところでございます。

将来像は、「だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち」でございます。

「現状と今後の方向性」でございますが、大きく分けると食品衛生、環境衛生、それから医薬部分になりますが、動物の適正飼育の部分と四つの柱ですが、あまりそれぞれが絡み合っておりませんので、個別にご説明をさせていただきます。

食品に関しましては、健康被害相談や食肉の生食が原因と思われる食中毒の発生とともに、食品表示の偽装事件なども発生しておりまして、食に関する信頼の確保が求められており、飲食店やイベント会場での食中毒等の発生を予防し、また、防止する対策の強化が必要となっております。

また、プールや公衆浴場など、利用者が不特定多数の環境衛生施設においては、衛生管理の状況においては、重篤な健康被害を引き起こす可能性があり、水質管理状況等を定期的に検査して、良好な衛生状態を維持していくことが必要でございます。

さらに、医薬品や医療機器に関する規制改革や国や都からの権限移譲が行われておりまして、区が独自に、こちらの指導・監視をしなくてはいけない部分も増えております。区の医療安全対策の重要性も高まっているところでございます。

また、動物の適正飼育による生活衛生環境の保持についても求められております。

そこで、今後は、食品と環境衛生の安全・安心のために、各種監視業務を強化するとともに、食中毒の発生を防止するための啓発活動の一層の推進と、感染症の発生防止対策の充実を図ってまいります。また、医療安全対策の推進のため、情報提供を積極的に行っております。さらに、動物の飼育マナーの普及・啓発や飼い主のいない猫去勢・不妊手術の事業の推進を図っております。

続いて、一つ飛ばしていただいて、指標について、①は食品衛生についての指標でございます。ここでは、お子さんや高齢者等の社会福祉施設の給食施設における自主管理実施率をとっております。

具体的に言いますと保育園ですとか、高齢者の入所施設などに給食施設がございますが、そちらに10項目にわたるチェックシートをお配りいたしまして、そちらのほうでやっていただいて、そのうちの私どもが見て10点満点中8点とか、6点とか、こういうことで平均すると目標8.4ポイント、実質8.6ポイントということで、おおむね良好な管理が行われていると思っております。

課題としては、こういった小規模な事業者は、人数が変わったりとか、また、事業者が変わったりとか、社長が変わったりとか、色々なことがあって変更がございますので、私どもも非常に丁寧に皆様について監視・指導を行っていきたいと思っております。

②は、環境衛生のことですが、ここに書いてございませんけれども、レジオネラ菌についてなので、プールそれから浴槽、公衆浴場とか、そういったところの水質検査を私ども定期的に行っております。そこでレジオネラ菌がいるかないかということも一つの項目になっておりますので、そのところの検出をできたかどうかというところをチェックしております。30年度の目標は87.5で、達成率がやや下がっております。実績値が83.4ということで、もう少し厳しくやりたいと思っておりますが、課題としては、施設の衛生管理には日常の点検・清掃が欠かせませんので、私どもも基本的な作業を継続する重要性を認識してもらうよう、引き続き個別の指導を行ってまいりたいと思っております。

③は、動物について、適正飼育の普及・啓発ということで、犬に関する苦情件数の割合を指標に挙げております。こちらは、「取組状況・成果」の3行目にございます「犬の登録頭数に対する苦情件数の割合について」ということをございますして、30年度の目標値1.5%に対して実績値が1.3%でございましたので、苦情は予定より少なく、目標は達成できたのかなと思っております。今後も犬に関するマナーについて、啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上より、総合評価はBとさせていただきます。「中項目全体の成果・課題」につきまして、食品衛生については、先ほど申しましたように、監視指導を行うとともに、従事者に対して食品衛生実務講習会を実施しております。環境衛生につきましても定期的に指導するとともに、漏れがないよう検査・指導を実施しております。動物についても、イベント等を含めて、モラルの向上についての啓発を行っております。

「今後の方向性」ですが、左側の「政策・施策に影響を及ぼす環境変化」にもございますが、食品衛生法が現在大きく変わってきております。2行目に「事業者にはHACCPに基づく衛生管理が必要となったため」とございますが、HACCPというのは、世界規模で行われているWHOと合同機関である食品規格の委員会から発表されたものでございますして、原材料の入荷から出荷までの工程のプロセスを1個1個洗い出して、そこに食中毒を起こすリスクがどのくらいあるのかということ、事業者自らが把握して、そのチェックポイントをつくって、自らで管理をしていただくということで、それがこれからの食品衛生法の改正におきましては、ほぼ全ての事業者の方に自主的にやっていただくということになってございますして、そういったことで、私どもも監視時に講習会等を通じて情報提供を行って、食品衛生関係施設の自主管理の推進がスムーズにできるように努めていきたいと思っております。

環境衛生については、何度も申し上げましたが、自主管理の徹底を推進して、レジオネラを含めて、全てのデータが素晴らしいものになるように指導してまいりたいと思っております。

動物につきましても、何しろ終生飼養が目標でございますので、それについてペットを飼っていない区民の方も、動物への理解と愛護の意識が持てるよう啓発活動に力を入れてまいりたいと思っております。

長くなりましたが説明は以上でございます。

○**社会長** それでは最初の健康づくりにつきまして、皆さんのほうからご質問・ご意見を願います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**岸委員** 認可保育園父母の会連絡会の川上の代理の岸です。

生活習慣病の①のところで、ひっかかってしまった人に、ちゃんと対応するように工夫すると言っていたんですけど、工夫ってどういう工夫があり得るのかなと思って。お伺いできたらと思います。

○**社会長** はい、事務局。

○**榎戸健康推進課長** 健康推進課長の榎戸です。

実際に保健指導の対象となった方が、なかなか自分自身の問題とは思わずに、保健指導に取りかからないというケースが多々あります。そういう方に対して、積極的に受けていただくように、いかに働きかけるかというところが、我々行政として非常に力を入れるところでございます。そういった保健指導の対象になった方に直接送るようなパンフレットの中で、自分が成人病のリスクを抱えているかを自覚してもらう等、当事者意識を持って受けてもらえるような、様々な働きかけを行っていくということでございます。

あと、これは受託業者にお願いしていますが、実際に保健指導に当たる保健師または栄養士等が、個別に該当者に対して電話等によりアプローチをかけまして、アポイントを取って保健指導の面談に来てもらうような働きかけを行うことで、当事者意識を持ってもらうよう様々な取組を行っているところでございます。

○**社会長** その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**中野委員** 質問とかということではないんですけども、やはりここ最近、今まではどちらかというと自分で情報を取りに行かないと、例えば、がん検診だとかという情報は、なかなか触れられなかったりということがありましたけれども、ここ最近では区から対象者をメインに直接ダイレクトでご案内が来てということで、比較的今までのプルではなくて、行政側からのプッシュのまあ言えば情報なり、この指導というのが受診率がどうなっているのかというのはちょっとわかりませんが、重要なんじゃないかなというふうに思いますので、やはりそういう触れられる情報機会をもっと強く押し出していただいて、健診の受診率を高めていただくというふうな取組を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**社会長** 事務局。

○**榎戸健康推進課長** ありがとうございます。健康推進課のほうでは、平成31年度からシステムを導入しまして、個別に受診券を送付するよう対応をしました。

これまで乳がん、子宮がんにつきましては、該当の年齢であればご自身の判断で医療機関に行ってください話だったのですが、自宅のほうに直接受診券を送るよう変えたところでございます。それによりまして、自分から受診する行動を促せるよう工夫したところでございます。受診率が下がっている現状を改善できるように、このような対応をしましたので、今後の受診率の向

上には期待しているところでございます。

○**社会長** はい、その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**島川委員** 島川ですが、ちょっと教えてもらいたいんですが、特定保健指導に選ばれるにはどうやって選ばれるんですか。普通の人では自分で病院に行くわけじゃないですか。その指導というのは、区のほうであなたは指導に入っていますよという、その選び方をちょっと教えてもらいたいです。

○**社会長** はい、事務局お願いします。

○**佐藤保健衛生部長** 特定保健指導の対象者は、もう国で決まったラインがございまして、まずメタボ健診という言葉が数年前にありましたので、皆さんも多分ご存じだと思いますが、まず腹囲が女性90cm、男性80cmでラインを引いております。そこが入った上で、糖尿病系、血糖、実際にはヘモグロビンA1cだと思いますけれども、それとそれから脂質LDL、悪玉コレステロールまたはトータルコレステロールだったかな、ごめんなさいちょっと。あと、血压というところの3項目です。それが一つ以上だと動機づけ支援で、二つあると積極的支援とランクがありまして、この三つの項目の組み合わせと、あと喫煙歴の有無ということで自動的にあなたは指導の対象者ですよということになります。

なので、特定検査を受けていただくと、結果とともにあなたはこういう対象者ですよというのが、自動的に皆様のところに送られるということになっております。

○**島川委員** あれですか、会社の健康診断とかで、それが区のほうに報告が来るわけですか。

○**佐藤保健衛生部長** 大変申し訳ございません。そこわかりづらいところなんですけれども、先ほど申しましたように、これは国民健康保険の方の保険者として区がやっている部分の特定保健指導になります。だから、保険者がやるので、会社や組合でやられている方々は、会社の保険者が行っているんで、そのデータは私どものところに実は来ていません。なので、皆さん会社のほうで聞いていただければと思うのですが。

○**島川委員** 比重がわからないんですね。

○**佐藤保健衛生部長** そうです。比重がわからないので、ただ、今言った基準については、国が決めていますので、どこの会社でやっていただいてもその数字で特定保健指導の対象者は決まっていると思いますが、私どものほうで国民健康保険以外の方々の特定保健指導の結果、特定健診の結果までは把握できないということになっております。

○**社会長** その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**大村委員** 区民委員の大村でございます。

これ質問ということじゃないんですけれども、大変申し訳ございません、時間がないときに。

一つ、ちょっと思い当たった。皆さん責任者の方が各項目について、指標に基づいて、いろいろご報告を聞いています。非常によくわかるんですけれども、一つだけちょっと今後の話ですし、全域にわたるんですが、このA3の表の中で、右下半分の隅のところに黄色いところで、実施計

画事業というのが書いてありますが、これは事業数と総事業費が年度ごとに書いてあるんですけども。今日もいろいろご説明いただいたのも含めて、主に行政さんでやられているのは、ある指標を設定したものは、大変力を入れてやっておられるところだと思いますし、今、ご説明を聞いていても、そこに力を入れて、また翌年度はもっとこのところを強化したいというようなお話もお伺いしていますので、そういう意味からしますと、この総事業費、これは変動あります。これは単純に言えば、事業数が多くなれば費用も増えるし、減れば減るといようなことは当然あると思うんですが、この特に指標にかかわるようなもののトレンドというか、それぞれの責任分野の方がどこに力を入れて、そうすれば当然大きな大枠の中では増減があるんじゃないかなと思うので、力を入れたところは当然費用もかかるというようになるんじゃないかなというように思っているんですが、予算でももちろん大枠は抑えていますから、そんなにべらぼうに変わるということではないかもしれないんですが、そういうお金と今日のご説明の関連性というのをこの限られたスペースの中でやるのは非常に厳しいかもしれないんですが、何か工夫をしていただけると我々はよりわかりやすいし、分析もしやすくなるんじゃないかなと思いますので、ちょっと感じましたのでお話しさせていただきました。

○大川企画課長 どうもありがとうございます。

この実現度評価は、幾つか、三つなり、四つの指標を設定して、その指標の達成度をもって基本構想の進行管理を判断していただくというのがメインで、確かにそこには、当然コストがかかってくるもので、費用対効果も重要な観点の一つだと思います。そういったところで、事業数と総事業費をこちらに記載しているのですけれども、力を入れて実施した事業に、実際に幾ら経費がかかったのかももう少し示せば良いということについては、ご意見としていただきましたので、今後、その評価のところでのこのシートをつくる過程の中では、もう少し費用との関係がわかるような形で工夫をしたいと思います。ありがとうございます。

○社会長 それでは、次の生活衛生環境です。こちらのほうでご質問・ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岸委員 岸です。

二つあるんですけど、①について、これ指標が給食施設という、すごい限られた部分での指標になっていると思うんですけど、例えば食品の小売店とか、普通の飲食店とか、そういう部分ではどうなっているのかというのが一つ質問なんですけれども。

○社会長 はい、事務局お願いします。

○境野生活衛生課長 生活衛生課の境野と申します。

今、おっしゃったとおり、社会施設なので保育園ですとか、老人ホームですとか、そういうものですが、一般の飲食店に関しては、区の方で、夏の一斉ということ、一斉に立ち入ったりとか、また、地区ごとに食品衛生監視という職種の職員がおり、営業許可が大体6年です。ですから、全部を回るのは無理なのですが、ここを回ったりとか、あそこを回ったりという形で、必ず

飲食店には6年に一回は入ったりして確認しております。

○岸委員 その結果みたいなものがどこかで見られるようになっているんですか。

○社会長 はい、事務局。

○境野生活衛生課長 いいえ、特に結果というのはなくて、食品衛生の基準があつて、例えば、流しが25センチ以上なきゃいけないとかがあり、そういうものを取ってしまうケースがあります。結局、料理を作るのに邪魔だと言って。そういうものに関しては、指導をしますけど、みんながみんな取ってしまうということではないのですが、たまに取ってしまうようなところに関しては指導をして、付けるまでは営業をしてはだめですとしますけど、それを情報として流してはおりません。

○岸委員 もう一個、②のほう、環境衛生のほうなんですけど、この水質検査適合率というのはパーセンテージにするとこうなんだと思うんですけど、ずっと同じ施設が適合しないのかなのか、適合したりしなかったりがいろいろな施設で平均的に起きているのか、それによって結構意味合いも違うのかなと思うんですけど。

○社会長 はい、事務局。

○境野生活衛生課長 こちらのほう、プールですとか、お風呂ですとか、限定の施設ではございます。毎回おきているところは、その原因まで洗い出してもらおうという形です。ただ、どうしても、水を使ったりしますので、清掃が甘かったりすると、やっぱりレジオネラ菌が発生してしまうものですから、きちんと、区の方で1施設、1年に1回は回っています。検体は、プールの1か所から取るのではなくて、大きさによって何か所という形で取って感染症を防ぐためのチェックはさせていただいております。

○社会長 その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岡田委員 岡田です。

右下の6番の今後の方向性というところなんですけど、ちょっと細かいことなんですけれども、最後から2行目の「ペットを飼っていない区民が、動物への理解と愛護の意識を持てるよう啓発活動に力を入れていきます。」と書いてあるんですけど、ちょっとこの言葉というのは、すごく「ペットを飼っていない区民が」って、この言葉がちょっとそれを啓発活動していくという、ちょっとその意味がちょっと何か、読んだときに、私はペットを飼っていないんですけど、ちょっとこれにはちょっと抵抗があります。

○社会長 はい、事務局。

○境野生活衛生課長 ありがとうございます。

すみません。ここの表現については、直させていただきますが、やっぱり苦情がありまして、犬ですとか猫を飼っている方たちは良いんですけど、飼っていない方たちは本当に全部嫌いという方がたまにいらっしゃるので、そのような表現になってしまい、申し訳ございませんでした。

○社会長 はい、どうぞ。

○中野委員 すみません、中野ですけれども。

直接この指標とは関係ないんですけれども、③はどちらかというと狂犬病も含めて、犬の苦情がメインなんですけれども、あまり近隣でも野良犬とか何かを見たこともないんですけど、犬は鑑札があるので、野良犬なのか、飼い犬なのかわかるんですけど、猫は鑑札制度がないので、飼っている猫なのか、野良猫なのか自体が認識されないんです。ここで前段の基本構想実施の現状と3か年のところで、飼い主のいない猫の去勢だったり不妊治療の推進を図りますとおっしゃっておられるんですけれども、具体的にどうされようとしているのか、たまたま私の家で猫にいたずらされた事実もあって、ほかの行政では猫についても登録制度を、要は条例で決めてやっておられるところもございますけれども、どういうふうこれをされようとしているのか、教えていただければと。

○境野生活衛生課長 猫に関しては、区民の協力員がいらっしゃいまして、この方たちが20人ぐらいで地域のいろいろな猫の情報ですとか、集めています。猫は年に二回、子どもを産めますが、一回に2、3匹は産んでしまうと、その猫がどんどん増えていくということで、文京区では、平成3年から猫の去勢ということで、野良猫だということで区民の方から情報が来た場合に、先ほどの協力員の方が地域の方と確認し、本当に野良猫だということが確認できたら、その猫を捕まえて、去勢手術をするという事業をまず年間60匹ずつ行っていました。

ただ、それですと、なかなか猫が減らないという状態でしたので、平成21年から500匹ずつ地域の猫を、この場合はちょっと協力員さんでは無理なので、地域の方で動物のことはかわいけれど、自分の家では飼えないので、地域猫という形で飼っていただく。ただ、そのまま放置しておくともどんどん増えてしまうので、地域の方がその猫を捕まえて動物病院に持ち込み、手術代を区のほうで助成するというので500匹ずつ平成21年から行っております。平成28年ぐらいにやっと、毎年500匹以上行っていたのですが、減りまして今は、300匹ぐらいになってきたということで一定の効果は出ているのかと。ですので、野良猫に関しては、地域の方たちが地域猫として飼っています。あと去勢したときに文京区では、耳カットという形で、耳のところをカットします。それによって、この猫は去勢している猫か、去勢していない猫かということがわかるような形にもなっております。

○辻会長 その他いかがでしょうか。

この分野につきましては、今日、最初に質問もありましたが、もともと計画をつくったときから、色々な事情でこのような指標になっているんですけども、全体の課題の大きさに比べると、少しニッチじゃないとか、マニアックじゃないとかということがあって、この指標を変えてほしいという意見もありました。

ところが、指標は他のところも含めて、継続的に傾向を見るということになっていましたので、このまま維持をしてきたという経緯がありますが、今度また見直しの時期になりますので、今日、皆さんからご指摘のあった①、②、それから③の件も、今後どのような指標にしていけば文京区

の努力や今の衛生状況がよくわかるか、ということですね。

それから今、外国人が増えてきている中で、感染症の問題ですとか、伝染病の問題ですとか、今まではほとんどなくなってきた問題が、また国際化の中で結構深刻になってきているということもあります。このようなものも含めて、どのように対処していくかということは新しい課題になってきますので、そのところをぜひ、今後も議論していきたいと思えます。

それでは、進捗度管理の部分はここまでとして、次第2、まち・ひと・しごと創生総合戦略の高齢者福祉の検討に入りたいと思えます。資料は第3号になります。

この部分につきましては、説明と質疑応答を含めて15分を想定しています。

それでは、高齢者福祉について、福祉部長から説明をお願いします。

○木幡福祉部長 それでは高齢者福祉ということで、基本目標から入ります。

これは、先ほどと重なりますが、「年を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち」ということで、基本的な方向でございますけれども、施設の整備、それから認知症の方々への適切なサービスの提供と、それから介護人材の確保、定着、それから、高齢者の方たちの豊かな暮らしの実現というところが大きな方向性でございます。

数値目標について、介護施設の数ですけれども、平成30年は19から21になっています。この二つ増えた部分は、旧向丘のグッドライフの施設ができました。小規模多機能、それから高齢者のグループホームということで、同じ建物の中に入っておるのですが、これが2というカウントで19から30年度2という形になっています。

具体的な施策のほうに入ります。

まず、民間事業者による高齢者施設の整備というところございまして、特養の部分、旧教育センターの跡のところと、それから春日二丁目のところ、これは新規という形で考えております。

それから旧福祉センターがあったところに、ここに老健ができていうところございまして、このような形で施設整備を着実に進めているところございまして。

ページをめくっていただきまして、介護人材の確保・定着等の支援事業ということで、これは先ほど申し上げたとおり、なかなか介護職員の不足の部分で、文京区の場合、ショートステイがちょっと受け入れることができなかつたりということがありますけれども、特養の部分につきましては、今のところ大きな支障がない形になっておりますけれども、今後、災害等もあります。ということで、福祉避難所を開設しておるということもありまして、これに絡めた形での家賃補助という形で施策を実施しているところございまして、30年度は、139人の申請がありました。

それから、人材の確保・定着ということで、これはもうPRのほう、何度も何度もしつこくという形で中学生に向けての冊子ですとか、それから私ども実際に中学校に出向いての説明等も行わせていただいているというところ、それから、実際の介護現場へのバスツアーを組んで、施策の実施をしているところございまして。

介護の職場のほうに実際に行きますと、やはり3K、今は5Kぐらいに言われているように非常に厳しい状況の中で、偏見を持たない形で、実際の介護現場がどうなっているのかということの中学生ぐらいのときから、様々な形でPRしていくことが重要なのかなと私どもも捉えているところでございます。

最後になります。認知症の施策でございますけれども、私ども大きく分けて三つの施策を展開しておるところでございます。講演会の実施ですとか、それから認知症のカフェということで、千駄木の郷に場所がございまして、そこを活用し、毎年度50ぐらいずつ実施回数を増やす形での認知症カフェの実施、それから、SOSメールということで、協力のサポーターですとか、事業者数を増やすという形で、私ども認知症の施策に関しましても総合的な推進を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○**社会長** それでは、皆さんのほうからご質問・ご意見をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**岸委員** この介護人材確保のところなんですけれども、2番と3番の中学生向けの冊子の作成とか事業所見学ツアーというのは、一般的にこれは効果があると思われているのかという。

○**真下高齢福祉課長** 介護職場の実際の現場を見るであるとか、ケア冊子のほうも非常にわかりやすく介護について説いた冊子をつくっております。ですので、早いうちから、冊子は中学生向けですけれども、実際、今回事業所見学ツアーは小学生の方から始まって大学生の方まで幅広く参加していただいたところがあります。早いうちから介護職場の貴い職場でございます。先ほど5Kというきつい職場ではございますけれども、対面支援を行う、対人支援を行う、非常に貴い職でございますので、そういったところを早いうちから啓発していくということは、今後、人材確保に向けて効果があるものと捉えているところでございますので、今後も引き続きこういった取組はしていきたいと思っております。

○**岸委員** それは全国的にこれをやったら、介護人材の確保はうまくいったという事例があるということですか。

○**木幡福祉部長** 事例というわけではないのですけれども、この施策を実施した後にアンケートを取ると、今まで自分たちが知らなかったこういう世界もあって、やはり一人一人の生命にかかわる仕事の部分がこういうのがあってよかったとか、そのような話もいただいています。それが実際にどこまでつながるのかということは難しいところではあるのですけれども、実際そういうことを一つ一つ経験していくことで、すぐには成果は出ないかもしれないですけれども、その一つ一つと積み上がっていったものが大きく花開くと言ってしまうと大げさになるかもしれないですけれども、施策としてつながっていくのかなと、私ども捉えております。

○**社会長** よろしいでしょうか。

○**岸委員** はい。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**島川委員** 今と同じことなんですけど、日本赤十字でもそういうこと、いろいろなことをやっていると思うんですけれども、区のほうは、この啓発だけで、赤十字さんと一緒に手伝ったりはしないんですか。実際の現場を日赤の場合は、おしめを取りかえたり、いろいろなことをしますけども、区のほうは、あくまでも見学だけなんですか。

○**真下高齢福祉課長** そこまで赤十字の方と一緒に活動するといったことまでは、行っていないところではございますけれども、その人材確保に向けて、今後どのように広げていけるかという点は、区としても引き続き検討していきたいと思っておりますので、この事業に加えて、また検討していきたいと思っておりますのでございます。

○**社会長** いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**鈴木委員** ちょっと関係ないかもしれないんですけれども、介護人材を外国人で入れていきますよね、国としては。文京区ではその点はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいですけど。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**真下高齢福祉課長** E P Aとしての外国人の受け入れについては、30年度6人の方を受け入れているところでございます。施設については、湯島のゆしまの郷に2名、それと音羽のえびすの郷に4名、実際に活動していただいているところでございます。

ただ、このE P Aの方で受け入れるということは、今後考えているところでございますけれども、ただまだ、色々なところでこのE P Aの方を活用したいということで、他でも声が挙がっておりますので、これが大きく広がっていくかということ、まだそういった需要と供給がちょっと合っていないところがあります。

ただ、多くの方はE P Aとして、文京区として今後も受け入れていきたいなという希望はありますので、外国人の活用というのは考えていきたいと思っておりますのでございます。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**鈴木委員** 前のことと関連しちゃうんですけれども、感染症というのがとても心配なんですけれども、そういう雇われたところでは、そういうことを区としてちゃんと健康診断とかをするという義務というか、法律というか、そういうのがあるんでしょうか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**佐藤保健衛生部長** 各国で色々流行っている病気はあると思うのですが、それとは別に、日本の方を含めても介護職員の方々は定期健康診査を行っていると思います。なので、例えば結核などにつきましては、定期的にレントゲンを撮ることによって、早期に発見して排菌しない前にチェックをするというようなことが行われている。日本人についても行われているかなと。

その他の急性感染症につきましては、色々なご病気を持たれる方はいらっしゃると思いますが、もう少しラッシュに出てくる病気ですので、実際に働いている段階で、元の国から持ってきて

てという病気は、それほど多くないのかなと思っております。

結核につきましては、やはり母国で感染されて数年後に日本に来たときに発症というケースがやはり各區で、各分野でよく出ていることではございますが、これについては、国のほうが受け入れの段階で向こうの国で、ある程度スクリーニングをするという方策を現在構築中ではございます。もちろんこちら側の施設のほうでもきちんと検診はしていますが、両面から合わせて、結核についての対策はとられていくのかなと思っております。

○**社会長** よろしいですか。その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○**杉田委員** 区商連のほうから参りました杉田でございます。

SOSメールの件なんですけども、この事業協力者数640とありますけども、お家に住んでいらっしゃる方だと、なかなかそういう方に会う、少ないと思うんですけども、やはり見つけるには一番いつも表に接する事業者とか、それから働いている方が多いと思うんですけども、その辺の内情というのはどうなっているのか。それから、實際上、例えば登録されて見つかったという実績というのはどうなっているのか、その辺ちょっと教えてください。

○**真下高齢福祉課長** SOSメールでございますけれども、事業者、商店街とかそういったところでしょうか、実際にお店を営んでいる方でしょうかね。区商連のほうには、この認知症サポーター養成講座というものを、ぜひ、受講してくださいというご案内は、今年度からお声がけとして始めていこうと考えているところでございます。

認知症サポーター養成講座は、広くご希望があれば開催しているところでございますので、こちら引き続き実施していこうと考えているところでございますが、SOSメールの発見に至ったケースでございますけれども、これまで2件、このメール登録をしている方からご連絡をいただいて、実際に発見に至ったというケースはございます。

○**杉田委員** 昨年度ですか。

○**真下高齢福祉課長** 実際に発見されたのは、昨年度ではなく、ややさかのぼってしまうのですけれども、平成27年にありました。それ以降は、メール登録者の発見というのはないところでございます。

○**杉田委員** 登録者の業種別とか、そういうのは全然まだ統計はとれていないという。

○**社会長** はい。

○**真下高齢福祉課長** 登録者の職種とかといったところまでは、簡単なメール登録をいただく際も、メールアドレスの登録と事業者なのか個人なのかといったところの識別だけのものになっておりますので、どういった方が具体的に登録されているといったところまでは、把握し切れないところでございます。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**岩永委員** 岩永ですけど。

同じ項目の認知症カフェ。これが何か飛躍的に回数が伸びているようなんですけども、もう既

に目標を達成していますけれども、これ人数でもわかるんですかね。合わせてその上の講演会等も、もし延べ人数がわかれば教えていただきたいと思いますが。以上です。

○真下高齢福祉課長 認知症カフェの人数の伸び具合は、今お示ししているのは延べ回数でございますけれども、30年度においては49回開催されたところでございます。この49回、さかのぼること27年度からに比べると、確かに多く回数が開かれているところでございますので、それは実施する会場数であるとか、その実際の会場での開催回数ですね、増えているところがございまして、そこを計上すると、今回、これぐらいの数があるということです。

広くこの認知症カフェも、一般的というか、認知度が上がってきておりますので、区が開催する以外にも一般の団体さんが独自に認知症カフェを開く場合もございまして、広く区内で開かれているところでございます。

参加の人数でございましてけれども、認知症カフェですね、昨年度でいきますと延べ908人の方にご参加いただいたところでございます。それと、認知症講演会でございましてけれども、こちらの参加人数、昨年度でいきますと、延べ153人の方に講演会にもご参加いただいたところでございます。

○辻会長 よろしいでしょうか。それでは、以上としたいと思います。

それでは、最後になりますが、次第3の「その他」です。予告しましたが、次期行政計画の概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大川企画課長 恐れ入れます、実現度評価の後、少しお時間をいただいて、前回申しましたように、今新しい行政計画というものを区のほうで策定しております。今回、1回回数を増やさせていただいて、10月25日に具体的に色々な意見をいただけたらなと思っております。その前段階として、全容がまだ完成しているわけではないのですが、今の時点でこういった方向で新しい計画を考えているというところをこの場を借りて説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料第5号と冊子を用いてご説明をさせていただければと思います。

資料第5号をご覧ください。

まずは、策定の趣旨ですけれども、冒頭申しましたように、この薄い冊子の基本構想につきましては、平成22年の6月におおむね10年という計画期間をもって策定をしております。これが来年の6月におおむね10年を迎えるという状況になっております。

今回、実現度評価として評価いただいております、こちらの第3期の基本構想の実施計画、こちらも3年の計画期間ということで、今年度が最終年という状況になっております。こういった状況から、新しい計画を考えているという状況でございまして。

これまで、第3期の実施計画につきましては、今ご審議いただいている実現度評価という形でこの基本構想の進行管理を皆様にご意見をいただきながら進めているところです。今の計画事業は全部で231事業について、皆様に評価をいただいておりますが、これが3期やりますと、全

部で725の事業を実施してまいりまして、それぞれ評価をいただいております。今回の実現度評価のところではA評価、B評価、C評価とありますけれども、実際のところAないしBという評価、「極めて順調」「順調」といったところの評価が全体で94.7%を占めております。そういったところで、これまでもしっかりとこの基本構想の実現に向けて、事業を着実に進めてこられたのかなと、区としては考えているところでございます。

ただ、こちらを進めていく中で、この3年間の基本構想の定めた事業というのが、3年間やりますよというお約束をした事業で、必ずこの内容でやっていきますという形の事業でしたので、大幅な事業変更ですとか、廃止ということがなかなかできない固定的な枠組みで進めてきました。そうすると、問題があったとしても、そう簡単に事業の見直しが行えなかったという部分もありますので、そういったところは一つの反省点と捉えて、新しい事業体系を進めていきたいと思っていますところでは。

それと、昨今ですけれども、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」について、日本でもしっかりと取り組むということで、SDGsの推進ということも、新たな考え方として出てきております。また、国のほうでSociety 5.0ということで、AIなど科学技術を使っての課題解決というところも出てきておりますので、そういった視点も盛り込みながら、これから区政を進めていきたいと思っていますところが前提でございます。

そういった中で、新しい計画というところになります。おめくりいただいて2枚目、3枚目をご覧いただければと思いますけれども、こちらの、10年を迎える基本構想というものをどうするかといったところでは、大きな考え方というのは今後も引き継いでいきたいと思っています。「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」」、こちらの将来都市像については、しっかりとこれからも引き続き、これを目指して区としては進めていきたいと思っていますところではございます。ですから、ここの文については変えないというところでは。

ただ一方で、実施計画の体系、この部分についてどうしようかといったところになります。実施計画の中で、今日高齢者福祉という分野についてご審議いただきましたので、94ページを見ていただけますでしょうか。こちらのやや厚めの冊子の基本構想実施計画というものの94ページです。今回、ご審議いただいた「高齢者福祉」というところになります。

こちらについて、将来像は「歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち」というところで、ご審議いただいた三つの指標を一つの進行管理の指標として使っております、98ページ以降で、その実施に向けての事業をずっとひもづけているという体系でやってきております。ここの部分の体系を少し見直したいと思っています。

恐れ入ります、お手元の資料5号の最後のペーパーを見ていただければと思います。別紙3というものです。A4横の、主要課題54「総合的な交通安全対策の推進」というのがありますでしょうか。こちらです。

これまでは高齢者福祉というところで、事業をひもづけておりましたけれども、より区として

は解決したい課題を明確にしていこうという形で考えております。この別紙3であります、「総合的な交通安全対策の推進」という課題を一つ選定したという状況でございます。簡単に申しますと、区内の交通事故の死傷者数というのは減ってきてはいますけれども、30年度やや増えております。交通事故数についても、23区を比べると、非常に少ない文京区でございますけれども、その中でも自転車利用者に対する事故、自転車にかかわる事故というのが非常に増えているところを、こちらのデータで示しております。

一方で、自転車駐車を整備している、また撤去を強化しているということで、放置自転車台数というのは減少傾向しているという状況でございます。そういったところを、データから現状を把握していただきまして、今後どういった方向で取り組むべきかということが一番下のところで示させていただいております。「交通事故のない地域社会を目指して、交通安全対策を強化する」と、「特に自転車利用者に対する交通ルールの周知やマナーの啓発に取組を強化」しなければいけない。また、「通学路に加えて、未就学児が日常的に集団で移動する道路の交通安全対策を進める必要があります。」、ここは先日車が児童のところに突っ込んでいってしまって、悲しい事故があったというところも踏まえて、通学路での交通安全対策の強化というところに取り組まなければいけないという形で、一定課題を整理しております。

右側のところで、今度の計画期間を4年と考えております。そういった課題解決の4年の中で、どういった姿を目指すかということをお示ししていきまして、その意識の向上ですとか、道路の安全性の確保という方向性のもとに、下の事業をひもづけていく。その事業を、この4年間でどういった形で展開していくのかといったところを示していくということを考えております。

こういった形で、これを「戦略シート」と我々は今呼んでおりますけれども、こういった一つの課題の中で、現状から課題、それから目指す姿、それに基づく方向性と実施していく事業というところを一つのシートとしてまとめて、その進行管理をしていこうと思っております。

恐れ入ります。戻っていただき、ページの1枚、2枚、3枚、4枚ほどおめくりいただきまして、別紙2をご覧くださいと思います。戦略シートの主要課題一覧というところ、A4の縦で、初めから4枚目の紙になります。

今申し上げたような形で、全部で区として、現在54の主要課題を選定いたしました。それは、これまでの実施計画、3期にわたって、8年にわたって、実施計画の中からの引き続きの課題もありますれば、例えば39番、40番といった「男女平等参画社会の実現」、またジェンダーといった「人権と多様性を尊重する社会実現」という形で、新しく課題として設定したものもございます。この54の主要課題について、それぞれ戦略シートをつくって、課題解決に向けて4年間、取り組んでいこうという内容にしたいと思っております。

今、皆様にお示ししているのは、戦略シートの右側のところだけでございます。例えば、少し進んでいっていただき「戦略シート」というところになりますけれども、No. 16の主要課題を見ていただければと思います。こちらに「地域包括ケアシステムの深化・推進」ということ

で、「認知症施策の推進」という課題を一つ、区としては選定したという状況でございます。ここでは、やはり認知症高齢者の数が増えているというデータ、それと高齢者あんしん相談センターでの認知症に関する相談件数も増加傾向にあるといったところを、一つの状況として捉えております。そういったところから、下の「取り組むべきこと」で、「認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり」、「認知症の発症時期や症状に応じた適切な支援」、「認知症が重症化する前に早期に適切な支援につなげる仕組みの整備」が必要であろうというところまではまとめております。

現在、こちらの戦略シートの右側、4年後にどういった姿で、どういった方向性で、どういった事業を展開していくかという部分を、つくっているところでございます。こういった形で、新しい計画をつくっている状況になります。まずは、もしお時間があれば、この部分に目を通していただきまして、25日に色々なご意見をいただければと思います。例えば、このような主要課題の設定の仕方の良いのかというところ、また、この主要課題を解決するためには、こういったものが必要なのではないかというところについて、ざっくばらんにご意見をいただければと思っております。また、今の計画と比べて、こういったところは少し違うのではないかというご意見もあれば承ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ざっくりとした説明としては以上になります。

また、もう一つ最後にこちらの「区報ぶんきょう」とチラシを一緒に置かせていただいております。こういった課題を解決するために、どういった取組が必要なのか、どういったことを区としてやっていけばいいのでしょうかというところを、広く区民の方からもご意見をいただきたいということで、区報特集号というものを9月24日の新聞折込で配布させていただきました。お手元でご覧になった方も、もしかするといらっしゃるかもしれません。こちらのほうはもう少し主要課題を絞ったものではなく、例えば「子どもを望む区民が、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが、健やかに成長していくためには、どのような取組が必要だと思いますか？」という形で、もう少し広い問いかけをしていく形で、広く区民の方から意見をいただければという取組を一つしております。

もう一つ、10月にワークショップを開きたいと思っております。10月に4回に分けて、それぞれテーマごとに分けてワークショップを行い、ディスカッションや話し合いの中で、色々と区民の方のご意見も聞いていきたいと思っておりますので、もしご興味があれば、こういったところにもできればご協力をいただければと思っております。

いずれにしろ、10月25日に、広くこの新しい計画についてのご意見を、実現度評価のご審議をいただいている委員の皆様からもご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

かなり雑駁ですけれども、説明は以上になります。

○社会長 こちら全部で54の主要課題があり、くまなく全部見ていただくと一番良いのかもし

れませんが、そこまで言わなくても、興味のあるところだけでも良いので、まだしばらくは時間がありますので、ぜひ眺めていただいて、今のうちに改善するのは、でき上がった後に比べたら比較的容易ですので、問題点、改善点についてぜひ皆さんから具体的なご意見をいただけたらと思っております、その頭出しでありました。

それでは、最後に次回の区民協議会等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大川企画課長 次回、第3回につきましては、10月2日の水曜日に開催いたします。時間も同じ6時半から、本日と同じ会場になりますのでよろしくお願いいたします。

本日使用した資料は、次回も使用しますので、お持ち帰りになれない場合はわかるところにお名前を記載いただければ、次回席上に配付しておきたいと思っております。また、閲覧用の冊子については、そのままにしてお帰りいただければと思っております。以上です。

○辻会長 それでは、どうも長時間にわたりましてありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。